

欧州特許庁、全出願について早期に調査報告を発行する  
「Early Certainty from Search」イニシアチブの導入を決定

2014年2月20日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2月18日、バティステリ同庁長官のブログにおいて、全ての欧州出願について、追加的な手数料を要することなく、出願日から6月以内に調査報告を発行することなどを骨子とする「Early Certainty from Search」イニシアチブの導入を決定した旨を公表した。

同ブログ記事によれば、現在の審査業務における優先順位スキームから本イニシアチブへの移行は7月になされる予定。EPOはこのイニシアチブについて既にユーザーとの協議を開始しており、それを通じて強い関心を示すコメントも寄せられているところ、向こう数か月の協議を経て、ユーザーからのフィードバックに基づいてこの計画を実行するか否かが最終決定されるとしている。

本イニシアチブの導入を決定した理由について、バティステリ長官は、「現在、EPOは、公に議論されしばしば提起されている『処理の適時性』の問題について、より集中して取り組んでいこうとしている。PACEプログラムを通じた早期審査請求は全出願中の約6%についてしかなされていないものの、特許性に関する意見を含む包括的な調査報告をEPOが早期に発行することに関して、ユーザーが大きな関心を持っているのは明らかである」と、同ブログ記事にて説明している。

現行のスキームにおいては、EPOに最初に出願された欧州特許出願についてのみ、出願日から6月以内に調査報告が発行されているところ、この割合は全欧州出願の20%を占めている。「Early Certainty from Search」においては、それらに加え、他国での特許出願に基づいてパリ条約による優先権を主張して同庁に出願された欧州特許出願についても同じタイミングで調査報告が発行されることとなる。この点について、「『Early Certainty from Search』は係属中の欧州特許出願にまつわる法的安定性を改善し、主に欧州の外から出願された、先行技術調査がなされていない出願の滞貨の蓄積により生じる死角を除去するものである」とバティステリ長官は解説している。また、本イニシアチブについて、「出願人に過度の負担がかからないことを条件に、第三者による早期審査請求も可能とすべきである」とも言及している。

— 「Early Certainty from Search」に関するバティステリ長官のブログ記事は、以下参照 —  
[Early Certainty from Search](#)

(以上)